

平成 23 年 5 月 24 日  
福祉部介護保険課

## 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について

### 1 区内指定地域密着型サービス事業者等

区内の指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者について、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 78 条の 12 および第 115 条の 21 の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

#### 【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
とちの実	練馬区東大泉 一丁目 12 番 19 号	有限会社 自在	9 名	平成 17 年 6 月 1 日	平成 23 年 6 月 1 日 (指定有効期間満了日 :平成 29 年 5 月 31 日)
○ 実地指導の結果（平成 21 年 8 月 21 日実施） 法第 23 条等に基づき、実地指導を行った結果、運営に関して特段の問題は認められなかった。					
○ 指定更新時の確認事項等 「練馬区指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則」等に定めた申請書類等について確認し、特に指定更新の支障となるような事項はなかった。					

### 2 区外指定地域密着型サービス事業者等

平成 18 年 3 月 31 日以前から、練馬区民が利用している区外指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「みなし指定事業者」という。）について、法第 78 条の 12 および第 115 条の 21 の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

なお、区外のみなし指定の更新については、みなし指定にかかる被保険者のみに効力を有することとなる。

#### 【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
グループホームみんなの家 川口	埼玉県川口市 安行領根岸 861-2	株式会社 ウイズネット	18 名	平成 17 年 6 月 1 日	平成 23 年 6 月 1 日 (指定有効期間満了日 :平成 29 年 5 月 31 日)

○外部評価の結果の概要（WAM-NETより抜粋）

評価機関名称 特定非営利活動法人 埼玉県介護支援専門員協会  
訪問調査実施日 平成23年1月21日

外部評価で確認した事業所の優れている点、工夫点

法人の理念を基にして「心にゆとりある介護」を事業所の理念とし、職員はいつもこの理念に合っているかを、介護の前後に反省しながら利用者の支援を行っている。

法人組織の強みを生かし、研修が体系化でき階層に準じた研修が受けられるのが良い。個人的な将来の目標を作成し（例えば2年先に介護福祉士やケアマネジャーに合格するなど）チャレンジするシステムが出来上がっており、意欲的で働く生きがい創りがされている。

法人として年1回の満足度調査を全事業所を対象に行っている。そして、その結果がフィードバックされ、事業所の運営やケアに活かされている。今年度は調査に向けて準備中である。

外部評価における次のステップに向けて期待したい内容

・「運営推進会議を活かした取り組み」

定期的に運営推進会議が行われているが、市町村の職員の出席が少ない。参加しやすいように予め日程を決めておくなど工夫して、少なくとも地域包括職員が参加できるようにして欲しい。また、市に出向いて議事録を渡し、直接報告できることが望ましい。

・「重度化や終末期に向けた方針の共有と支援」

若い職員も多いので、経験が少ないと思われるので、今後終末期の在り方、看取りの支援方法などを今後継続して研修して欲しい。

・「災害対策」

実際の火災等では多くの協力体制が必要となるので、手始めに、町内の消防団員に協力お願いしてみたい。また、有事の際、安全に避難が実施できることが重要である。このため消防署と行う訓練時どのように避難するかを指導を受けて欲しい。

○ 指定更新時の確認事項等

「練馬区指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則」等に定めた申請書類等について確認し、特に指定更新の支障となるような事項はなかった。